

令和7年度桶川市物品購入等業者審査委員会運営方針

令和7年4月2日

本市が行う物品購入等の競争入札において、公正性・透明性の向上と確立、適正な競争性の確保、市内業者への受注機会の拡大配慮・育成等を推進するため、令和7年度の物品購入等業者の審査に当たって下記のとおり方針を定める。

記

1 関係例規の遵守

物品購入等業者の審査にあたっては、次の例規を遵守する。

- (1) 桶川市物品購入等事務処理要綱
- (2) 桶川市建設工事指名業者選定要領
- (3) 桶川市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要領
- (4) 桶川市建設工事等暴力団排除措置要綱

2 指名競争入札に係る指名業者の選定

桶川市物品購入等事務処理要綱第8条第2項第1号による指名業者の選定は、適正な競争原理のもとに、公平性、競争性を確保し、次の基準により行うものとする。

(1) 市内業者の優先

指名業者の選定にあたっては、桶川市建設工事指名業者選定要領第7条第2項の定めによるものとし、原則として市内業者を優先する。

※「市内業者」とは、市内に住所又は事業所を有する事業者

発注標準金額

(参考)

業者の級別	発注の標準とする設計金額から消費税及び地方消費税を除いた額
A 級	2,000万円以上
B 級	300万円以上2,000万円未満
C 級	300万円未満

(2) 物品購入業者等の指名業者数

物品購入業者等の指名業者数については、原則として次の表によるものとする。

設計金額（消費税相当額を含む）	指名業者数
500万円以下（入札対象の場合）	4者
500万円超 1,000万円以下	5者
1,000万円〃 2,000万円〃	7者
2,000万円〃	10者

3 その他

- (1) 委員会は、半数以上の委員が出席をしなければ会議を開くことはできない。
- (2) 物品主管課長は、指名業者推薦書を審査委員会開催日の7日前までに物品担当課長（契約管財課長）へ直接提出しておくものとする。